

社会教育活動団体の主催者の方へ

「主催者賠償責任保険」加入のお知らせ

市では、社会教育活動を実施する際に、主催者（責任者や指導者など）が安心して活動できるよう「社会教育活動主催者賠償責任保険制度」を実施しています。

■保険期間

令和元年7月1日（金曜日）午後4時～令和2年7月1日（水曜日）午後4時

■補償内容

- ・対人・対物の損害てん補限度額＝1事故につき2億円（免責0円）
- ・人格権侵害てん補限度額＝1事故100万円（免責1000円）

■補償対象

- ・主催者の過失により生じた事故等に対する損害賠償
 - ・万一裁判になった時の訴訟費用
- ※ただし、使用する施設の工事などによって生じた事故や天変地異による事故など、対象外となる事由もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※掛け金は全額市が負担します。なお、この保険は傷害保険ではありません。

■加入対象

次の1～5の活動を行う団体の主催者

1. 子ども会
2. スポーツ
3. 社会教育
4. 社会奉仕
5. 青少年健全育成

※主催者の半数以上が市内在住・在勤・在学の方で構成される場合に限りです。

※営利、政治又は宗教のいずれかを主たる目的とする活動、公共の団体に属する方がその職において行う諸活動の主催者はいかなる場合も加入できません。

■申し込み日時・場所

- ・令和元年6月3日（月曜日）～14日（金曜日）
- ・午前9時～正午・午後1時～5時
- ・代表者の認印、団体の会則・規約、主催者の名簿を持参
- ・申し込み場所は、NPO 法人東久留米市文化協会（生涯学習センター内）

詳しくは、市生涯学習課（電話470-7784）

または、NPO 法人東久留米市文化協会

（電話470-4700、第4月曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで）へ。

主催者賠償責任保険へのご加入にあたっての注意事項

- ◆届出いただいた各団体の主催者に加え、新たに主催者が追加された場合は、直ちに文化協会事務局まで追加申請をしてください。
(追加の事実が判明した10日以内に、届出をしてください。)
- ◆加入申請書の印は認印を使用してください。(シャチハタ等は使用できません。)
また、訂正の場合は申請書使用印を押して訂正してください。
- ◆万一、事故が発生した場合は、事故発生から30日以内に遅延なく東久留米市役所生涯学習課(470-7784)へ連絡してください。
- ◆本保険へのご加入に際しご提出いただいた名簿などの個人情報、この主催者賠償責任保険への加入などの目的のみに使用し、他の目的での使用は一切いたしません。

NPO法人東久留米市文化協会事務局